

●軽四輪等の重課税率について

軽四輪等のうち、新規登録から13年経過した車両については、重課税率が適用されます。
 ※電気軽自動車、ガソリンハイブリットの軽自動車等は除きます。

車種			改正後 (平成28年度以降) 毎年4月1日時点で 新規登録から13年経過した車両	
			乗用	貨物
軽自動車	四輪	乗用	自家用	12,900円
		乗用	営業用	8,200円
		貨物	自家用	6,000円
			営業用	4,500円
	三輪			4,600円

○重課税率適用年度一覧表

重課税率の適用年度は、自動車検査証の「初度検査年月」を確認のうえ、下記の表を参照してください。

新規登録(初度検査年月)	重課税率適用開始年度	新規登録(初度検査年月)	重課税率適用開始年度
～平成14年	平成28年度	平成21年4月～平成22年3月	平成35年度
平成15年	平成29年度	平成22年4月～平成23年3月	平成36年度
平成15年10月～平成16年3月		平成23年4月～平成24年3月	平成37年度
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度	平成24年4月～平成25年3月	平成38年度
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度	平成25年4月～平成26年3月	平成39年度
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度	平成26年4月～平成27年3月	平成40年度
平成19年4月～平成20年3月	平成33年度	平成27年4月～平成28年3月	平成41年度
平成20年4月～平成21年3月	平成34年度	平成28年4月～平成29年3月	平成42年度